

区分			等級等	申請に必要な書類	有効期限
① 身体障害者	視覚障害		1～4級	身体障害者手帳	5年
	聴覚障害又は 平衡機能の障害	聴覚障害	2, 3級		
		平衡機能障害	3, 5級		
	肢体不自由	上肢	1～2級		
		下肢	1～6級		
		体幹	1～3, 5級		
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級		
		移動機能	1～6級		
	心臓機能障害		1, 3, 4級		
	じん臓機能障害		1, 3, 4級		
	呼吸機能障害		1, 3, 4級		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1, 3, 4級		
	小腸機能障害		1, 3, 4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級		
肝臓機能障害		1～4級			
②知的障害者			療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳	
③精神障害者			精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳	
④難病患者			・特定医療費(指定難病)受給者 ・特定疾患医療受給者 ・小児慢性特定疾病医療費受給者	・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾患医療受給者票 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
⑤高齢者			要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方	介護保険被保険者証	
⑥妊産婦・保護者			・妊娠中の方 ・2歳未満(多胎児の場合は、3歳未満)の子の保護者	母子健康手帳等 (出産後は子の年齢が確認できる書類)	母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は、産後3年)
⑦けが人			けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等、 本人確認書類(運転免許証等)	車いす・杖などの使用期間(1年の範囲内)
⑧その他 歩行困難者			上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書・意見書等、 本人確認書類(運転免許証等)	5年の範囲内